

○北本市自転車放置防止条例

平成 2 年 3 月 23 日

条例第 10 号

改正 平成 13 年 3 月 28 日 条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における自転車の放置による市民の生活環境の障害を除去するため、必要な事項を定め、もって良好な環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 道路、水路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車駐車場以外の場所をいう。

(2) 自転車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。

(3) 放置 自転車の利用者が自転車を離れて、直ちに当該自転車を移動させることができない状態にあることをいう。

(4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、地域の自転車利用の状況を勘案して自転車駐車場の設置に努めるとともに、自転車の放置の防止に関する指導及び啓もうに努めるものとする。

2 市長は、自転車の放置防止に関する施策を実施するため必要と認めるときは、道路管理者、警察、鉄道事業者その他関係機関と協議する

とともに協力を要請するものとする。

(自転車利用者等の責務)

第4条 自転車の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、

公共の場所に自転車を放置しないように努めなければならない。

2 自転車の利用者等は、当該自転車について防犯登録を受けるとともに、当該自転車の見やすい箇所に住所、氏名を表示するように努めなければならない。

3 自転車の利用者等は、市長の実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第5条 官公署その他の公益的施設の設置者及び銀行、スーパー・マーケット、遊技場その他の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設の利用者のために必要な自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

2 前項の施設の設置者は、市長が講ずる措置について協力するとともに、自ら自転車の整理等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(自転車の小売を業とする者の協力)

第6条 自転車の小売を業とする者は、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、その販売の際、防犯登録及び購入者の住所、氏名を当該自転車へ表示することについてその勧奨に努めなければならない。

(放置整理区域の指定)

第7条 市長は、公共の場所において、自転車の放置を防止する必要があると認める区域を自転車放置整理区域（以下「放置整理区域」とい

う。)として指定することができる。

- 2 市長は、放置整理区域を指定するときは、あらかじめ北本市自転車問題審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、放置整理区域を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、規則で定めるところにより放置整理区域である旨の標識を設置しなければならない。

(放置整理区域の変更)

第8条 市長は、放置整理区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置整理区域を変更することができる。

- 2 前項の規定による放置整理区域の変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(自転車の放置禁止)

第9条 自転車の利用者等は、放置整理区域内に自転車を放置してはならない。

(放置に対する措置)

第10条 市長は、前条の規定に違反して放置整理区域内の公共の場所に自転車が放置されていると認めるときは、当該自転車を撤去移送することができる。

- 2 市長は、放置整理区域外の公共の場所に自転車が放置されているときは、当該自転車を整理するなど必要な措置を講ずることができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき自転車を撤去移送したときは、当該自転車を保管するものとする。

(保管した自転車の措置)

第11条 市長は、前条の規定により撤去移送し、保管した自転車について、その旨を告示しなければならない。

- 2 市長は、前項の自転車で利用者等の確認ができる自転車については、

当該利用者等に対し、速やかに引き取るよう通告しなければならない。

3 市長は、前2項の措置を講じた後、なお利用者等の現れない自転車については、市において処分する旨の告示をし、当該告示の日から3月経過後処分することができる。

(費用の徴収)

第12条 市長は、第10条第1項及び第3項の規定による自転車の撤去、保管等これらの措置に要した費用として当該自転車の利用者等から別表に定める額を徴収するものとする。ただし、当該自転車の利用者等が自転車の撤去日前において警察署長に盜難届を提出しているときは、この限りでない。

2 前項の費用は、利用者等が自転車を引き取る際に徴収する。

(身分証明書の携帯等)

第13条 市長から第10条の規定に基づく権限を行使するよう命ぜられた職員は、その権限を執行する場合においては、その身分を示す腕章を着用するほか、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第7条から第12条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成3年規則第48号で平成3年6月10日から施行)

附 則 (平成13年条例第5号)

1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。

2 この条例による改正後の北本市自転車放置防止条例の規定は、この条例の施行の日以後に撤去移送された自転車について適用し、同日前

に撤去移送された自転車の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

| 区分 | 単位 | 費用 |
|---------|----|--------|
| 自転車 | 1台 | 2,000円 |
| 原動機付自転車 | 1台 | 3,000円 |